

(介護予防)小規模多機能型居宅介護費「短期利用(介護予防)居宅介護費」及び看護小規模多機能型居宅介護費「短期利用居宅介護費」の介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

1 短期利用(介護予防)居宅介護費とは

平成27年度介護報酬改定に伴い、(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業に短期利用(介護予防)居宅介護費及び看護小規模多機能型居宅介護に短期利用居宅介護費が創設されました。

新たに短期利用(介護予防)居宅介護費等を算定する場合は、運営規程及び重要事項説明書に短期利用の内容を明記することが必要です。

また、介護報酬以外の利用料は原則として、通常の各サービスの金額と整合性を図り、利用料金を明確にしてください。

新たな運営規程及び重要事項説明書を整備する必要はありませんが、「4」の例を参考に現在の運営規程及び重要事項説明書に短期利用(介護予防)居宅介護費等に関する条文を追加してください。

2 短期利用(介護予防)居宅介護費等を算定すべき基準について

短期利用(介護予防)居宅介護費を算定すべき指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の基準(イ～ホのすべての基準を満たしていることが必要です。)

イ 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)の登録者の数が、当該指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員未満であること。

ロ 利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合であること。

ハ 利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内(利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内)の利用期間を定めること。

ニ 指定地域密着型サービス基準第63条に定める従業者の員数を置いていること。

ホ 当該指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所が、サービス提供が過少である場合の減算をして(介護予防)小規模多機能型居宅介護費を算定していないこと。

※ サービス提供が過少である場合の減算

指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定するサービスをいう。)、訪問サービス(同項に規定する訪問サービスをいう。)及び宿泊サービス(同条第5項に規定する宿泊サービスをいう。)の算定月における提供回数について、登録者(短期利用(介護予防)居宅介護費

を算定する者を除く。) 1人当たり平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位を算定する。

※ 看護小規模多機能型居宅介護の短期利用居宅介護費の基準については、(介護予防)小規模多機能型居宅介護の短期利用(介護予防)居宅介護費の基準と同様。

3 短期利用(介護予防)居宅介護費等の算定に伴う変更届の提出について

(必要書類)

- ① 様式第2号「変更届出書」
- ② 参考様式1「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」
(介護予防)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
- ③ 短期利用(介護予防)居宅介護 確認表
- ④ 運営規程及び重要事項説明書(短期利用の規定を明記)

4 短期利用(介護予防)居宅介護の運営規程及び重要事項説明書について

(介護予防)小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護の運営規程及び重要事項説明書に以下の条項を参考に必要な内容を明記してください。

【小規模多機能型居宅介護】

(短期利用共同生活介護)

第 条 当事業所は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合に、登録定員の範囲内で、空いている宿泊室等を利用し、短期間の指定小規模多機能型居宅介護(以下「短期利用居宅介護」という。)を提供する。

2 短期利用居宅介護は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者数が登録定員未満であり、かつ、以下の算式において算出した数の範囲内である場合に提供することができる。

[算定式]

当該事業所の宿泊室の数×(当該事業所の登録定員－当該事業所の登録者の数)÷当該事業所の登録定員(小数点第1位以下四捨五入)

3 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ7日以内(利用者の日常生活上の世話を行う家族等が疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内)の利用期間を定めるものとする。

4 短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。

【介護予防小規模多機能型居宅介護】

(介護予防短期利用居宅介護)

第 条 当事業所は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援事業所の担当職員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合に、登録定員の範囲内で、空いている宿泊室等を利用し、短期間の指定介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「短期利用居宅介護」という。）を提供する。

2 短期利用居宅介護は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者数が登録定員未満の場合に提供することができる。

[算定式]

当該事業所の宿泊室の数×（当該事業所の登録定員－当該事業所の登録者の数）÷当該事業所の登録定員（小数点第1位以下四捨五入）

3 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族等が疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとする。

4 短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する指定介護予防支援事業所の担当職員が作成する介護予防サービス計画の内容に沿い、当事業所の介護支援専門員が介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。

【看護小規模多機能型居宅介護】

(短期利用居宅介護)

第 条 当事業所は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合に、登録定員の範囲内で、空いている宿泊室等を利用し、短期間の指定看護小規模多機能型居宅介護（以下「短期利用居宅介護」という。）を提供する。

2 短期利用居宅介護は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者数が登録定員未満の場合に提供することができる。

[算定式]

当該事業所の宿泊室の数×（当該事業所の登録定員－当該事業所の登録者の数）÷当該事業所の登録定員（小数点第1位以下四捨五入）

3 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族等が疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとする。

4 短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の介護支援専門員が看護小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該看護小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。

5 短期利用居宅介護費及び介護予防短期利用居宅介護費について

○ 小規模多機能型居宅介護

短期利用居宅介護費（1日につき）

- (1) 要介護1 567単位
- (2) 要介護2 634単位
- (3) 要介護3 703単位
- (4) 要介護4 770単位
- (5) 要介護5 835単位

介護予防短期利用居宅介護費（1日につき）

- (1) 要支援1 421単位
- (2) 要支援2 526単位

○ 看護小規模多機能型居宅介護

短期利用居宅介護費（1日につき）

- (1) 要介護1 568単位
- (2) 要介護2 635単位
- (3) 要介護3 703単位
- (4) 要介護4 770単位
- (5) 要介護5 836単位

※ 基本単位を参考に重要事項説明書に利用料等を明記してください。

※ 地域区分は、10.83です。